

和紙公図の電子化に伴う写しの交付等について（お知らせ）

当局では、和紙公図の汚損、劣化等を防止するため、順次、電子化作業を進めてまいりました。

本年4月1日付け久喜支局及び秩父支局の和紙公図の電子化をもって、**さいたま地方法務局全ての登記所の**電子化作業が完了しました。

電子化された登記所における写しの交付等の事務については、次のとおり取扱いが変更となります。

登記所名	事務取扱いの範囲	交付等事務取扱い開始日
本局不動産登記部門	さいたま市浦和区，中央区，桜区，南区， 緑区，大宮区，西区，北区，見沼区	平成23年1月24日（月）
越谷支局	登記所管轄全域	
熊谷支局	登記所管轄全域	
川口出張所	登記所管轄全域	
坂戸出張所	登記所管轄全域	
飯能出張所	登記所管轄全域	
本局不動産登記部門	戸田市，蕨市	平成23年3月22日（火）
本局不動産登記部門	さいたま市岩槻区	平成23年8月1日（月）
志木出張所	登記所管轄全体	
鴻巣出張所	登記所管轄全体	
川越支局	登記所管轄全体	
所沢支局	登記所管轄全体	
東松山支局	登記所管轄全体	
上尾出張所	登記所管轄全体	平成24年5月21日（月）
春日部出張所	登記所管轄全体	
草加出張所	登記所管轄全体	
本庄出張所	登記所管轄全体	
秩父支局	登記所管轄全体	
久喜支局	登記所管轄全体	平成25年4月1日（月）

[登記所管轄一覧表へリンク](#)

〔電子化による取扱い変更点〕

写しの交付

従来の取扱いは、A3判用紙に白黒コピーしたものに登記官印を押印し交付していましたが、電子化後は、A3判用紙にカラー印刷したものに登記官印を押印し交付します。

閲覧

従来の閲覧に変えて、A3判用紙にカラー印刷したもの（証明文はありません。）をお渡しする方法に変更になります。

利用手数料については、平成25年4月1日（月）から、和紙公図の写し及び閲覧は、「1枚につき450円」に改定になりました。

写し及び閲覧の窓口請求並びに写しの郵送による送付請求の取扱いは、従来どおりです。

なお、和紙公図の写し及び閲覧については、情報サービス、オンライン交付請求及び情報交換サービスの御利用はできません。

御不明な点は、窓口係員にお尋ねください。

平成25年4月
さいたま地方法務局